

スーパー定期積金「あすなろ定期積金」

令和6年4月1日現在

1. 商品名	・スーパー定期積金「あすなろ定期積金」
2. 販売対象	下記のいずれかに該当する方 ・健康保険証等で満18歳以下の扶養が確認できる方（配偶者も可） ・「ふく育パスポート」会員の方 ※「ふく育パスポート」の提示
3. 取扱期限	・令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月） ただし、募集総額に達した場合、取扱期間中でも取扱を終了いたします
4. 募集契約総額	・50億円
5. 契約期間 （払込回数）	・3年（36回）、4年（48回）、5年（60回）の3種類
6. 払込 （1）払込方法 （2）払込金額	・普通預金からの自動振替に限ります。 ・毎月の約定掛込日に掛金を払込みください。 ・掛金の一括掛け込みはできません。 ・10,000円以上1,000円単位
7. 支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
8. 利息(給付補填金) （1）適用金利 （2）給付補填金の 支払方法 （3）計算方法	・固定金利 3年：店頭表示金利（スーパー積金）に0.050%上乗せ 4年：店頭表示金利（スーパー積金）に0.075%上乗せ 5年：店頭表示金利（スーパー積金）に0.100%上乗せ ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
9. 税金	・給付補填金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
10. 手数料	・なし
11. 付加できる特約 事項	・普通預金等からの口座振替による受け入れができます。 総合口座への担保（組み入れ）のお取扱いはできません。
12. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
13. 金利情報の入手 方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時～17時、電話:0120-294-864)にお申し出ください。 紛争解決措置 福井弁護士会(電話:0776-23-5255)または金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所(9～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

期間限定商品

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 満 18 歳以下の子供を扶養していることを証明できるもの（健康保険証等）または「ふく育パスポート」会員であることを証明できるものをお持ちください。 • 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 • 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します • マル優のお取扱いはできません。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）